

北斗市立浜分中学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

本校では、すべての教職員が「いじめはすべての生徒に関する問題であり、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。」という基本認識のもと、誰にでも起こりうる可能性のある「いじめ」に対して、その防止、早期発見及び迅速且つ適切な対処のため「浜分中学校いじめ基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ①学校、学級内にいじめを生まない、**安心・安全な雰囲気**をつくります。
- ②生徒一人一人が豊かな情操と道徳心を培うことのできる教育活動を推進します。
- ③いじめの**積極的な認知に努め、「いじめ見逃しゼロ」の徹底を図ります。**
- ④いじめ問題については、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、保護者・地域、そして関係機関との連携を深めます。
- ⑤特に多様な背景を持つ生徒へも適切な対応をします。（障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性的マイノリティに関わる悩みや不安を抱える生徒、東日本大震災により被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒）

2. いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが重要であるということの基本として進められていくことから始まる。生徒一人一人が「安全で安心して学ぶ」ことのできる環境を生徒相互、学校・教職員、保護者・地域が連携してつくり出していく必要がある。

（1）生徒に対して

- ①「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持てるように様々な活動を通して指導していく。
- ②見て見ぬふりをする・見ているだけなどの「傍観者」についても、いじめに加担していること。いじめを発見した時には、先生等に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導していく。
- ③生徒一人一人が自己有用感や自己肯定感を持ち、互いに尊重し合う中で、それぞれが役割を果たせるような集団づくりを行なう。また、学校や学級、社会のルールやマナーを守るなどの規範意識の定着に努める。
- ④自他の生命がかけがえのないものであることや、多様性を認め互いに支え合うことの大切さを再確認させ、命の大切さや思いやりなどについて道徳の時間を中心に多くの場面で指導していく。
- ⑤インターネットや携帯電話、スマートフォンなど、いじめにつながる危険性やその使用方法やマナーなどの情報モラル教育等を推進し、講演会も活用しながら指導していく。

(2) 教職員に対して

- ①「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な機会を通して、生徒に伝える。生徒一人一人の変化やサインに気が付けるような感覚を磨くとともに、日々アンテナをはっていじめの早期発見に努める。
- ②生徒や保護者からの話や訴えに対して、真摯な態度で受け止め対応する。生徒が自己有用感や自己肯定感を感じ、安心して生活できるような学級・学年経営を心がけるとともに、学校のきまりや社会のルール、マナーなどの規範意識を高めるよう努める。
- ③他の生命の大切さや思いやりについて、道德教育や学級・学年・全校など、効果的な指導方法を検討し、充実を図る。
- ④「いじめ」についての基本認識や指導のあり方について共通理解を図るとともに、生徒の変化やサインを常に交流し、早期に対応・協力できるような職場環境に努める。
- ⑤問題を抱え込まずに、管理職や学年、指導部への報告や相談を密にするとともに、全教職員でいじめ防止に協力して対応する意識を持つ。

(3) 学校全体として

- ①校長のリーダーシップの下、学校や関係機関が連携・協働する体制を整備し、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ②「いじめ撲滅宣言」を全学級に掲示するとともに、教育活動全体を通して、「いじめは決して許さない」という土壌をつくる。
- ③いじめに関するアンケートを計画的に実施し、生徒の抱えている問題や変化などについて把握し、その後の指導に生かす。
- ④発達段階に応じた「いじめ」に対するアプローチを検討し、3年間を通して計画的に集会活動に取り組む。
- ⑤いじめ問題についての研修や職員間の情報交流を通して、いじめ問題について理解を深めるとともに、教職員の実践力を高める。
- ⑥生徒及び保護者との間の信頼関係の構築に努め、いつでも、誰にでも相談できる環境や体制の充実を図る。
- ⑦いじめが生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性につて、啓発活動を行う。

(4) 保護者・地域に対して

- ①生徒の変化やサインに気が付いたら、学校と連携を取ることを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携・協力が不可欠であることを様々な機会を通して、発信していく。
- ③生徒のインターネット利用状況を把握、管理し、適切に活用する能力の習得の推進に努めます。

3. 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて

- ①生徒の様子を担当はじめ多くの教職員で観察し、情報の交流に努める。
- ②生徒に対して積極的に関わることでラポートを深め、生徒の問題を解決するために協力する教職員の姿勢を伝える。
- ③アンケート調査や教育相談を活用し、生徒の置かれている環境や問題の把握に努める。

(2) 相談ができる

- ①いじめに限らず、悩みや困っていること、相談があれば担任以外にも、誰にでも相談できることや相談することの大切さを伝えていく。
- ②生徒や保護者からの話や訴えに対して、真摯な態度で受け止め対応する姿勢を伝える。
- ③いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職や生徒指導部担当、学年団などに報告・相談をし、いじめ対策委員会を中心として情報の交流や対策について検討する。

(3) 早期の解決を

- ①教職員が発見した、又は生徒や保護者から訴えがあった場合には、慎重に且つ迅速に事実関係を確認し、その対応策を検討する。
- ②事実関係を把握する際は、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題をとらえるとともに、関係者からじっくりと話を聞き、心のケアも含めて組織的な体制で取り組む。
- ③事実関係を正確に把握し、保護者に伝えるとともに、学校での対応や家庭での協力体制について、学校と連携し合って解決を目指すことを伝える。
- ④早期に関係機関との連携を密にとり、解決に向けて助言や支援を求める。
- ⑤インターネットを通じて行なわれているものに対しては、関係機関と連携を取り、その状況の確認や削除など、迅速な対応をとる。

4. 組織的対応の流れ

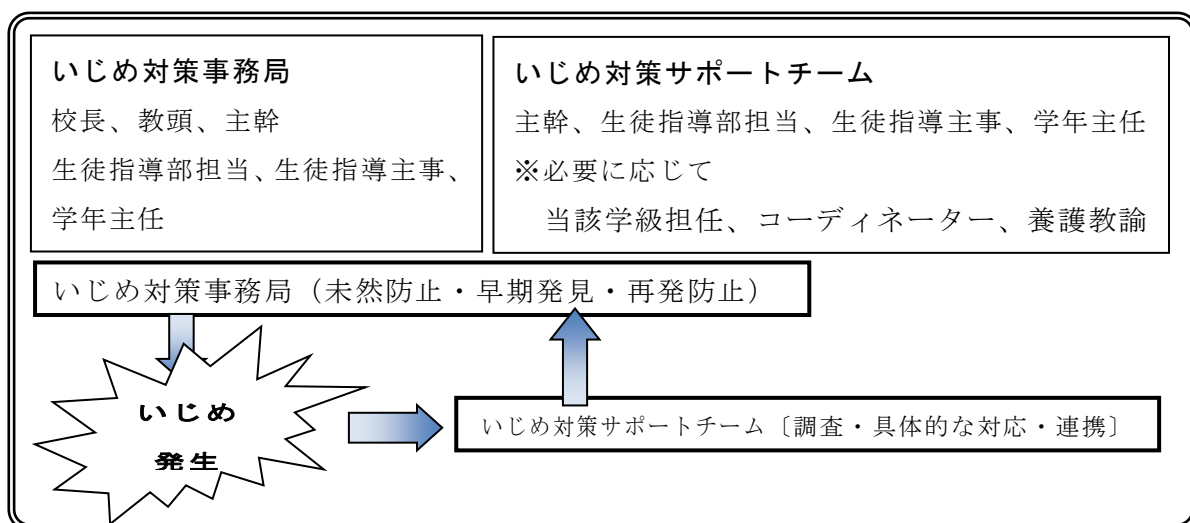
1) いじめを発見・認知した場合は、教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。いじめは早期発見と初期対応が重要であるとともに複雑な人間関係や環境が考えられるため、問題解決に向けて、迅速且つ慎重に進める必要がある。管理職への報告とともに生徒指導部担当者が中心となり、いじめ対策委員会を開催し、今後の方針を立て、組織的に取り組むことが重要である。

(1) いじめ問題に取り組む校内体制

いじめの未然防止、早期発見、早期解決のため「いじめ対策委員会」を設置。

(2) 重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

いじめ対策委員



2) 重大事態への対処

重大事態とは、法第28条第1項の次の2号に定めるものをいう。

＝法第28条第1項＝（抜粋）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号でいう「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

（例）・児童生徒が自殺を図った、自殺を図ろうとした場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号でいう「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握したうえで、重大事態かどうかを判断し、報告、調査等にあたる。

児童生徒や保護者からいじめによる重大事態の申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していないこともあり得ることから、重大事態が発生したもものとして対処する。

（1）重大事態の報告

ア 学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

（2）重大事態の調査

ア 教育委員会は、重大事案の調査を行う主体を判断し、学校に通知する。

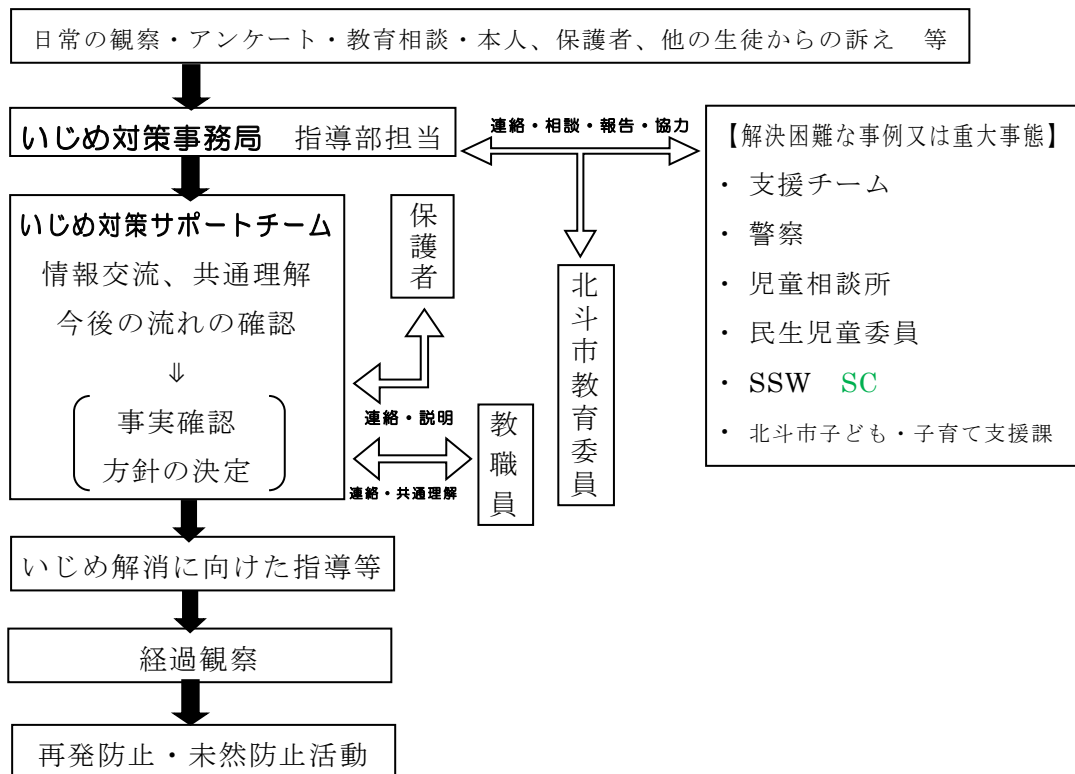
イ 学校が調査主体となる場合は、教育委員会は調査を実施する学校に対して、必要な指導及び支援を行う。

ウ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

エ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の附属機関である「北斗市いじめ問題専門委員会」を母体として、必要に応じて専門的な知識を有する第三者を加えた調査機関とする。

オ 調査においては、調査組織の主体が調査の実施前に、被害生徒・保護者に対し、調査の目的・目標、調査組織、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等、調査方針の説明を行う。

3) いじめ発生時の組織的対応の流れ



4) 実施する調査の内容

- (1) 学校又は教育委員会は、客観的な事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめがいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したかなどを調査する。
- (2) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合は、当人や情報提供した生徒を守ることを最優先にして、十分に聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- (3) 入院や死亡等で、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- (4) 生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

5) 調査結果の提供及び報告

- (1) 学校又は教育委員会は、いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった重大事態の事実関係その他の必要な情報について説明する。
- (2) これらの情報の提供において、学校又は教育委員会は他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (3) 調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。報告において、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒やその保護者の所見を添えて報告する。

(令和8年4月1日 一部改訂)